

広報

あさくら



2016
平成 28年
1月 15日号

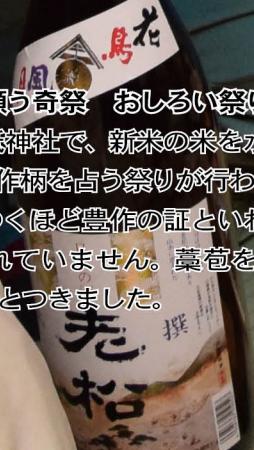
No.236



□ 300年以上続く豊作を願う奇祭 おしろい祭り

12月2日、杷木の大山祇神社で、新米の米を水で練った「おしろい」を顔に塗って、翌年の作柄を占う祭りが行われました。

おしろいが多くつけばつくほど豊作の証といわれており、家につくまで落とすことは許されていません。藁苞を持った氏子たちは真っ白な顔のまま、家路へとつきました。



市政ニュース

2 ~ 7 P

情報満載！お知らせ広場

8 ~ 11 P

健康と福祉のページ

12 ~ 13 P



確定申告はお早めに

所得税・市県民税の申告は 3月

3月15日(火)まで

③公的年金等の所得のみの人

■確定申告、市県民税・国民健康保険税申告は次のものが必要です

■ 申告相談の日程表

【甘木地域】 《受付時間》8時30分～16時 《申告相談》9時～

期日	地区名	会場
2月16日(火)	蟻城	ピーポート甘木2階 第4・5学習室
2月17日(水)	福田	
2月18日(木)	安川	
2月19日(金)	三奈木	
2月22日(月)	馬田(上浦・下浦・中原・草水)	
2月23日(火)	馬田(千代丸・牛木・馬田)	
2月24日(水)	立石	
2月25日(木)	金川	
2月26日(金)	上秋月・秋月	
2月29日(月)	高木・美奈宜の杜	
3月1日(火)	甘木	
3月2日(水)～15日(火)	市内全地区	

【杷木地域】 《受付時間》8時30分～16時 《申告相談》9時～

期日	地区名	会場
2月 16日 (火)	大山、池の迫、星丸正信、獺ノ口、立	杷木支所 1階 東側フロア
2月 17日 (水)	真竹、小河内、松末本村、石詰、中村、乙石、赤谷	
2月 18日 (木)	穂坂、林田、東林田、西林田	
2月 19日 (金)	新浜、白木、杷木上町	
2月 22日 (月)	上池田、下池田、東町、中央通	
2月 23日 (火)	西町、下池田住宅、古町、久喜宮上町、久喜宮中町、新町	
2月 24日 (水)	久喜宮原鶴、若市、上げ、寒水	
2月 25日 (木)	杷木古賀、浜川、志波上町、志波中町	
2月 26日 (金)	下町、宮舟、高山、志波原鶴、塚原、尾迫	
2月 29日 (月)	梅ヶ谷、道目木、平榎、松葉、政所、笹尾、杉馬場	

【朝倉地域】 《受付時間》8時30分～16時 《申告相談》9時～

期日	地区名	会場
3月1日(火)	惠蘇宿、山田、菱野	朝倉支所 3階 大会議室
3月2日(水)	久重、下古毛	
3月3日(木)	三島、山後、上須川、尾西、来光寺、長安寺、下須川、中宮野	
3月4日(金)	八坂、立野、落合、下町、上比良松、下比良松、新道、烏集院	
3月7日(月)	西入地、入地中町、東中町、中央	
3月8日(火)	多々連、東長渕、西長渕	
3月9日(水)	東入地、田中、十文字、余名持	
3月10日(木)	上の原、善光寺、乙王丸	
3月11日(金)	大角、三寺、小塚	
3月14日(月)	上寺、立出、石成	
3月15日(火)	市内全地区	

- ◎いずれの会場も土・日曜日の相談・受付は行っていません。
- ◎上記日程で都合の悪い人は、他のいずれかの会場・日程で申告を行うこともできます。
- ◎会場では、受付で受付票を渡しますので、順番がくるまでお待ちください。
- ◎収支内訳書の作成や、医療費の計算等がお済でない場合は、順番どおりお呼びできない場合があります。
- ◎12時から13時は、申告相談を行っていません。
- ◎申告期間中、担当職員不在のため、本庁税務課窓口では申告に関する相談はお受けできません。市県民税・国民健康保険税申告書の提出のみとなります。申告相談がある人は申告会場へお越しください。

■問い合わせ先

◆所得税について…税務署 (☎ 22-2720)

◆市県民税について…市税務課（代表☎ 22-1111、内線 61-160・162・163）

●税務署からのお知らせ

■所得税および復興特別所得税・贈与税・消費税の申告会場

■平成27年分の申告・納税
《所得税および復興特別所得税》
2月16日（火）～3月15日（火）まで
《贈与税》

※土・日曜日および祝日は休みです。

■確定申告はインターネットでも
『個人事業者の消費税および地方
消費税』3月31日(木)まで

A cartoon illustration of a person with dark hair, wearing a dark shirt, sitting at a desk and working on a computer. The computer setup includes a monitor, a keyboard, and a mouse. The person is looking down at the keyboard.

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して確定申告書等が作成できます。作成した申告書等を印刷し、必要書類を添付して郵送すれば、税務署に行く必要がありません。また、e-Tax でデータ送信すると、オンラインで申告できます。

※詳しくは、国税庁ホームページへ。

●市県民税・国民健康保険税
申告はお早めに

平成28年1月1日に朝倉市に住所があり、平成27年中に所得がある人は必ず申告をしてください。

ただし、次の人は申告書を提出する必要はありません。

①所得税の確定申告書を提出した人

②給与所得のみで、勤務先が市役所

- ・青色申告をする人
- 康保険税申告相談を3ページのへ
場で行います。また、申告期間中は
併せて所得税確定申告の相談も行
います。
- ただし、次に該当する人で申告相
談の必要な人は、甘木税務署で相談
をお願いします。
- 申告期間中は市県民税・国民健
康保険税申告相談を3ページのへ
場で行います。また、申告期間中は
併せて所得税確定申告の相談も行
います。
- 医療などを受給している人は、その
資格の判定や所得証明書発行の資
料となりますので、市県民税・国民
健康保険税申告書を提出する必要
があります。
- 保険の加入者や介護保険の申請を
する人、各種年金、ひとり親家庭等
の医療などを受給している人は、その
資格の判定や所得証明書発行の資
料となりますので、市県民税・国民
健康保険税申告書を提出する必要
があります。

- ・住宅借入金等特別控除を初めて受ける人
- ・贈与税、消費税の申告をする人
- ・高校・大学で奨学金等の申請予定のある人
- ・雑損控除の申告をする人
- ・損失の申告をする人
- ・土地・建物等の譲渡所得（収用等による50000万円控除の特例を除く）のある人
- ・株式等に係る譲渡所得等のある人

※確定申告をする人で口座振替希望の人は、通帳印と口座の分かるもの。なお、還付を受ける人は認印でも結構です。

- ・給与や年金などの収入がある人は平成27年分の源泉徴収票
- ・事業所得、不動産所得、農業所得などがある人は、収入・必要経費などが分かる帳簿書類等の内容を集計したもの
- ・社会保険料・生命保険料・地震保険料の所得控除を受ける人は、社会保険料（国民年金保険料等）や生命保険料などの控除証明書
- ・医療費控除を受ける人は、支払った医療費の領収書・保険金などで補てんされる金額の明細書（医療費は治療を受けた人ごとに集計してください）
- 市県民税・国民健康保険税申告書は市役所へ、確定申告書は甘木税務署へ郵送してください。
- 市県民税・国民健康保険税申告書は、2月上旬に区会長を通じて広

「朝倉市総合戦略」の策定に関する意見募集

総合政策課

まち・ひと・しごと創生法を受け、市では、平成27年度から平成31年度までの期間に係る「朝倉市総合戦略」の策定に向けて、検討を進めています。

そこで、その戦略案に対する市民の皆様からのご意見を募集します。いただいたご意見は、今後、戦略の内容を検討する際の参考とさせていただきます。

■戦略案の入手方法

- ①市のホームページ (<http://www.city.asakura.lg.jp>) 「みんなの声」 → 「パブリックコメント」からダウンロード

■戦略案の提出方法

- ②次の窓口で配布
・朝倉市総合戦略（案）
・本庁舎 総合案内（1階）
・総合政策課（3階）
・朝倉支所市民窓口係（1階）
・杷木支所市民窓口係（1階）
- 意見の募集期間：1月20日（水）～2月10日（水）まで（必着）

■提出された書類は返却しませんが、提出された書類は返却しませんが、

- 提出
①郵送（〒833-8601 朝倉市菩提寺412-2 朝倉市総合政策課宛）
②電子メール（sousei@city.asakura.lg.jp）

③配布窓口へ直接持参

- 寄せられた意見は戦略策定の参考とされるもので、個別に回答しません。

○寄せられた意見は戦略策定の参考とされるもので、個別に回答しません。

- 寄せられた意見は戦略策定の参考とされるもので、個別に回答しません。



■市総合政策課企画政策係（内線61-386）

項目	必要書類等
ETCを利用しない場合	①身体障害者手帳または療育手帳 ②自動車検査証または軽自動車届出済証 ③運転免許証（障がい者本人が運転される場合のみ）
ETCを利用する場合	①身体障害者手帳または療育手帳 ②自動車検査証または軽自動車届出済証 ③運転免許証（障がい者本人が運転される場合のみ） ④ETCカード（障がい者本人名義のもの） ⑤ETC車載器の管理番号が確認できるもの（ETC車載器セットアップ申込書・証明書等）

有料道路の障がい者割引制度

福祉事務所

有料道路を利用する障がい者に対して、自立と社会経済活動への参加を支援するため、有料道路料金の割引（50%）があります。

割引を受けるためには、事前に登録が必要です。登録できる自動車は、障がい者1人につき1台です（ただし、営業用車両やレンタカー、軽トラック等は除く）。

ETCを利用しての割引を希望する人は、ETC利用の登録が必要です。登録は、ETC利用の登録が必要です。登録

- に必要な書類等は、表のとおりです。な
お、有効期限が2年間なので、更新手続
きを忘れないようにご注意ください。
- 対象
○障がい者本人（身体障害者手帳の交付
を受けている人）が運転する場合
○障がい者本人以外が運転し、障がい者
本人（身体障害者手帳第1種、療育手帳
A1・A2・A3所持者）が同乗する場合
※詳しくは、市福祉事務所障がい者福祉
係（内線61-120）へ。

「育ちの根っこを見るススメ ～心のタンクを満たすには？～」

子どもの成長に合わせて、わたしたち
大人も子どもへの接し方が成長できるよ
うに子育について学んでみませんか？

■費用：参加費 無料
■定員：20人（先着順。市内在住ま
たは通勤通学している人）
■日時：2月27日（土）10時～12時
■場所：ビー・ポート甘木 第6学習室
■内容：講義、ふれあい手遊び＆手
袋人形制作

7834) ■募集期間：1月15日（金）～2月
12日（金）
■問 朝倉市社会福祉協議会（内線61-
160・162・163）

個人事業主・事業所のみなさんへ 給与支払報告書の提出を忘れずに

税務課

給与支払報告書は、翌年度の住民税の計算のもととなる大切な資料です。必ず期限までに提出してください。特に年末調整で住宅ローン控除を適用する場合は、正しく記入した給与支払報告書の提出がないと住民税の住宅ローン控除の適用ができませんので注意してください。

■提出期限：2月1日（月）
■提出先：市税務課
■提出者：個人・法人を問わず、給与・
賃金を支払った人

■費用：参加費 無料
■定員：20人（先着順。市内在住ま
たは通勤通学している人）
■日時：2月27日（土）10時～12時
■場所：ビー・ポート甘木 第6学習室
■内容：講義、ふれあい手遊び＆手
袋人形制作

■費用：参加費 無料
■定員：20人（先着順。市内在住ま
たは通勤通学している人）
■日時：2月27日（土）10時～12時
■場所：ビー・ポート甘木 第6学習室
■内容：講義、ふれあい手遊び＆手
袋人形制作

就学援助制度・特別支援教育就学奨励費について

教育課

●就学援助制度

経済的に困窮している保護者に対し、学用品費（筆記用具等）や給食費、修学旅行費の一部を援助する制度です。

■申請時期

平成28年度分を申請する場合は、学校から指定された期限までに申請書を提出（申請書は学校にあります）。

■対象となる人

朝倉市に在住し、経済的理由に学校で就学困難な児童生徒の保護者。

■認定方法

世帯全員分の所得を審査し、教育委員会が定める認定基準をもとに、決定します。

■特別支援教育就学奨励費

特別支援学級に在籍する児童生徒を対象に、学用品費や給食費、修学旅行費の一部を援助する制度です。

■申請時期

平成28年度分を申請される場合は、

■費用：参加費 無料
■定員：20人（先着順。市内在住ま
たは通勤通学している人）
■日時：2月27日（土）10時～12時
■場所：ビー・ポート甘木 第6学習室
■内容：講義、ふれあい手遊び＆手
袋人形制作

■費用：参加費 無料
■定員：20人（先着順。市内在住ま
たは通勤通学している人）
■日時：2月27日（土）10時～12時
■場所：ビー・ポート甘木 第6学習室
■内容：講義、ふれあい手遊び＆手
袋人形制作

学校から指定された期限までに申請書を提出（申請書は学校にあります）。

■対象となる人

朝倉市立小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者。就学援助受給者・辞退者は支給されません。世帯全員分の所得審査により、支給されない経費もあります。

■認定方法

世帯全員分の所得審査をもとに、教育委員会で支払い区分を決定します。区分により、支給する費目と金額が決定します。

■その他

世帯全員分の所得審査をもとに、支給受給者・辞退者は支給されません。世帯全員分の所得審査により、支給されない経費もあります。

■認定方法

教育委員会で支払い区分を決定します。区分により、支給する費目と金額が決定します。



■費用：参加費 無料
■定員：20人（先着順。市内在住ま
たは通勤通学している人）
■日時：2月27日（土）10時～12時
■場所：ビー・ポート甘木 第6学習室
■内容：講義、ふれあい手遊び＆手
袋人形制作

■費用：参加費 無料
■定員：20人（先着順。市内在住ま
たは通勤通学している人）
■日時：2月27日（土）10時～12時
■場所：ビー・ポート甘木 第6学習室
■内容：講義、ふれあい手遊び＆手
袋人形制作



問 市健康課（☎22-8571）

65歳	昭和25年4月2日生～昭和26年4月1日生
70歳	昭和20年4月2日生～昭和21年4月1日生
75歳	昭和15年4月2日生～昭和16年4月1日生
80歳	昭和10年4月2日生～昭和11年4月1日生
85歳	昭和5年4月2日生～昭和6年4月1日生
90歳	大正14年4月2日生～大正15年4月1日生
95歳	大正9年4月2日生～大正10年4月1日生
100歳	大正4年4月2日生～大正5年4月1日生

成人用肺炎球菌定期予防接種の接種期間にご注意ください！

健康課

今年度の成人用肺炎球菌定期予防接種の対象者が接種できる期間は3月31日までです。

接種を検討していく、まだ接種をしていない人は早めに接種してください。また、接種期間を過ぎた場合は定期予防接種の対象外（任意接種となり、接種費用は全額自己負担）となりますのでご注意ください。

■今年度は下記の人が対象です

※60歳～65歳未満の人で心臓・腎臓または呼吸器の機能に自己の身辺の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する人なども接種できます。詳しくは医師にご相談ください。

※接種には成人用肺炎球菌予診票（平成27年4月に対象者に送付）が必要です。

問 市健康課（☎22-8571）

麻しん・風しん（MR）定期予防接種のお知らせ

健康課

平成27年度麻しん・風しん（MR）定期予防接種は4月より実施します。各期それぞれ接種期間が定められており、接種期間を超えてしまふるつてご参加ください。

■日時：3月6日（日）、受付開始9時、開会式10時15分

■場所：甘木B&G海洋センター

■参加資格：12・5歳以上泳げる人（年齢制限なし）

■申込先：甘木B&G海洋センター（☎24-9500、毎週月曜日休み）

■対象者：1歳～2歳未満のお子さん

■接種期間：1歳の誕生日～2歳の誕生日の前日まで

■回数：1回

■接種期間：3月31日（木）まで

■回数：1回

■対象者：平成28年4月に小学校に入学するお子さん（平成21年4月2日～平成22年4月1日生）

■接種期間：3月31日（木）まで

■回数：1回

麻しん・風しんは、患者の咳やくしゃみの中に含まれるウイルスを吸い込むことで感染します。特に、麻しんの感染力は非常に強く、感染後約10～12日間の無症状の期間（潜伏期）を経て、熱・せき・鼻水などの症状が現れます。数日後には、首すじ・顔から赤い発しんが出て、やがて発しんは全身に広がります。38～39度台の熱が1週間～10日程度続くこともあります。

麻しんや風しんは、重症化する肺炎や脳炎を引き起こすこともあります。また、風しんは妊娠初期にかかると、胎児にウイルスが感染して、新生児に先天性風しん症候群の症状が現れる場合があるので注意が必要です。

国は麻しんに関する特定感染症予防指針（平成27年度までに日本から麻しんを排除することを目標）に基づき、麻しんの予防接種率をより向上させることに力を入れて取り組んできました。その結果、世界保健機関西太平洋地域事務局による日本の

問 市健康課（☎22-8571）

【平成27年度特産農産物振興・6次産業化推進事業の募集】
市では、農業経営の多角化や農産物の利用促進を推進することを目的に、特産農産物の振興と6次産業化に取り組む農業者と団体について、予算の範囲内で一部補助を行います。

■補助対象者：市内に在住する農業者、農業者で構成する団体等

■対象となる経費

①「特産農産物振興・特產品開発に関する事業」

事業実施に必要な資機材、特產品開発に要する経費

②「6次産業化推進事業」

事業実施に必要な資機材、パッケージデザイン等の開発、パンフレット作成等に要する経費

■補助基準：1／2以内 上限有り

■申請期限：2月15日（月）まで

■申請場所：市農業振興課（朝倉支所1階）

【平成27年度ハゼ苗木購入費補助について】
市では、高齢者でも取り組めるハ



問 市農業振興課（☎52-1427）

所1階

■申請期限：2月15日（月）まで

500円以内

■補助基準：ハゼ苗木1本当たり

法人

■申請場所：市農業振興課（朝倉支所1階）

■申請期限：2月